

令和8年青森県クリーニング師試験実施要領

1 試験日時及び試験会場

＜学科試験及び実地試験＞

日時：令和8年11月1日（日）午前10時～

会場：青森県立青森第二高等養護学校

（青森市大字戸山字宮崎22-2）

2 試験科目

（1）学科試験

- | | | |
|-----------------|---|--------|
| ア 衛生法規に関する知識 | } | （計90分） |
| イ 公衆衛生に関する知識 | | |
| ウ 洗たく物の処理に関する知識 | | |

（2）実地試験

ア 洗たく物の処理に関する技能

（ア）繊維の識別及び薬品の取扱い（30分）

（イ）ワイシャツのアイロン仕上げ（12分）

※ たたんだ状態まで仕上げるものとします。時間内に仕上がらない場合であっても、その時点までの仕上がり状態で採点します。

※ 実地試験用のワイシャツは、県が次の仕様のものを準備します。

色：白色、サイズ：L、袖：長袖、襟：ノーマルタイプ

背中のタック・ダーツ：なし、素材：綿35％・ポリエステル65％

形態安定加工：なし

※ 試験で使用するアイロンは、電気式、サーモスタット温度制御機能あり。

（昨年度からの変更点）

・（2）（ア）洗たく物の処理に関する技能「薬品の取扱い」について

昨年度までは、実際の薬品を用意し、受験者に薬品の臭気等から薬品名を識別してもらう試験としていましたが、今年度からは、実際の薬品は使用せず、しみ抜きに関する各薬品の用途についての知識を問う筆記試験とします。

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（中学校を卒業した者等）
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者
- (3) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項各号に規定する者

4 受験手続き

(1) 受験願書の請求先

受験願書は、県内各保健所（中核市が設置するものを含む。）及び青森県健康医療福祉部保健衛生課生活衛生グループで配布します。

受験願書の郵送を希望する場合は、返信用切手140円を同封し、封筒に「受験願書請求」と朱書きしてください。

青森県庁ホームページからダウンロードしたものを使用しても差し支えありません。

(2) 提出方法

受験希望者は、別添受験願書に必要な書類を添付し、提出してください。

受験願書を郵送する場合は、必ず書留又は簡易書留とし、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書きしてください。

（提出先）

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県健康医療福祉部保健衛生課生活衛生グループ（青森県庁北棟6階）

(3) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験資格を証する書類^{※1}（最終学校卒業証明書又は卒業証書の写し^{※2}等）

ウ 履歴書

エ 写真（出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5cm、横3.5cmのもの。

裏面に撮影年月日及び氏名を記載すること。）

※1 現在の氏名とイの書類の氏名が異なる者については、戸籍抄本等（戸籍謄本、

戸籍記載事項証明書でも可）を提出すること。

※2 卒業証書の写しを提出する場合は、青森県保健衛生課又は各保健所（中核市が設置するものを含む。）に卒業証書とその写しを持参し、原本照合を受けること

※3 イ及びウの書類は、別紙の様式を使用可（別に作成したものを添付しても差し支えありません。）。

（4）受験願書受付期間

令和8年8月31日（月）から9月11日（金）までとします。ただし、郵送による場合は書類の完備されているものに限り、9月11日（金）までの消印のあるものは有効とし、直接持参する場合は、前記期間（土曜・日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までとします。

（5）受験手数料

9,000円分の青森県収入証紙を受験願書に貼って納付してください（証紙は消印しないこと。）。

なお、受験願書の受理後は、提出書類及び受験手数料の返還は一切行いません。

青森県収入証紙は、各保健所内食品衛生協会（一部取扱いのない場合があります。）、県庁（県合同庁舎）内生協売店等で販売しております。

その他の県内販売所については、以下のアドレスを参照ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/shoshi_main.html

※ 収入印紙とお間違えの無いよう御留意ください。万が一間違えた場合は、青森県収入証紙と差し替えていただきますので御承知おきください。

（6）受験票

令和8年10月上旬に発送します。

なお、令和8年10月9日（金）までに届かない場合は、以下9「お問い合わせ先」まで御連絡ください。

5 注意事項

（1）受験者は受付を済ませ、試験開始10分前までに試験会場に入室してください。

（2）受験者は、下記のことを各自持参してください。

ア 受験票

イ 鉛筆・消しゴム

ウ 昼食

エ 上履き（スニーカー等アイロン実地試験に適したもの。）

- (3) 試験中、携帯電話やウェアラブル端末の使用を禁止します。時計としての使用も認めませんので、教室内に持ち込む場合は電源を切りバッグ等にしまってください。
- (4) 試験会場からの試験中の退室は、試験開始後 1 時間を経過した時から試験終了 5 分前までとします。
- (5) 試験中にカンニング、携帯電話を使用する等の不正行為をした場合は、受験を停止し、それ以降の受験ができなくなります。
- (6) その他、試験に関することは試験監督員の指示に従って受験してください。
- (7) 敷地内は駐車場に駐車中の車内を含め、全面禁煙です。

6 合否判定

青森県クリーニング師試験委員会において合格点を決定して合否判定をします。

7 合格発表

(1) 日時

令和 8 年 1 1 月 3 0 日 (月) 午前 1 0 時

(2) 方法

合格者の受験番号を県庁北棟 6 階保健衛生課前に掲示するとともに、青森県ホームページ (<https://www.pref.aomori.lg.jp/>) に掲載します。

このほか、合格者には合格証書を送付します。

なお、電話による合否の問い合わせについては、回答できません。

8 試験結果の開示

- (1) 各科目別得点及び総合得点について、受験者本人に限り、口頭により開示請求できます。

ア 受付期間

合格発表の日から令和 8 年 1 2 月 2 3 日 (水) まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとします。

イ 受付場所

青森県健康医療福祉部保健衛生課生活衛生グループ (青森県庁北棟 6 階)

ウ 持参するもの

受験票及び受験者本人であることを証明する書類 (運転免許証、旅券、学生証等

本人の顔写真が添付されたもの)

(2) 上記期間終了後の開示は文書請求によるもののみとなります。文書開示請求については、総務文書課文書・情報公開グループ(Tel: 017-734-9083)にお問い合わせください。

なお、文書開示請求では、コピー代、郵送料は本人負担となります。

9 お問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県健康医療福祉部保健衛生課 生活衛生グループ

電話 017-734-9213 FAX 017-734-8047

受付時間 午前8時30分から午後4時30分まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)